## 発議第1号

「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書」採択を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政 庁に提出するものとする。

平成26年3月13日 提出

提出者 江差町議会議員 小野 寺 真 小 林 栄 治

賛成者江差町議会議員横山敬三"大門和子

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総 務大臣 「『要支援者への介護予防給付の従来通りの継続』『特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること』『利用者負担増の中止』を求める意見書 | 採択を求める意見書

厚生労働省は、要支援者に対する訪問介護・通所介護のサービスを介護保険から外して、 市町村事業に『丸投げ』する方針を打ち出してきました。多くの要支援者と事業所、労働者、 自治体に深刻な影響が予想されます。

要支援者は、廃用症候群や引きこもり等、心身の機能低下を防ぎ、生活を支えるために適切な介護を必要としている人々であり、独居や老老世帯で頑張って暮らしている方が多くいます。この人たちから通所介護・訪問介護のサービスを奪うことは、生活を奪うことを意味します。丸投げされる市町村には「受け皿」となるNPOやボランティア組織が備わっているわけではなく、市町村格差が生じることが懸念されます。さらに、多くの利用者が訪問介護・通所介護のサービスから外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になるでしょう。その結果、職員の非正規化や賃金ダウンなどが余儀なくされることになり、国が進める処遇改善にも逆行し、ただでさえ足りない介護職員の離職が進むことも危惧されます。

また、特別養護老人ホームの入居を要介護3以上の高齢者に制限することを打ち出しましたが、要介護1,2と判定されている高齢者の中には、特養以外の生活が著しく困難な方が多数います。特養入居については、利用者家族の選択を尊重し、入所判定は事業者の主体性に任せるべきと考えます。

制度開始以来、介護保険料は改定のたびに引きあがっており、そのうえ利用料負担を上乗せすることは、必要な介護を奪うことに繋がるのではないかと懸念されます。国の責任で制度の持続可能性と公平性を確保すべきと考えます。

以上の趣旨から、下記の通り要望するものです。

- 1. 要支援者に対する介護予防給付を従来通り継続すること。
- 2. 特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来通りとすること。
- 3. 利用者負担を増やさないこと。
- 4. 介護保険財政に国が責任を持つこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成26年3月13日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫